

「銀行カードローンなど借金問題全国ホットライン」について
～借金問題についての悩みごとや不安がある方へ～

2018年7月3日

全国ヤミ金融・悪質金融対策会議

代表幹事 弁護士 宇都宮 健 児

事務局長 弁護士 三 上 理

このところ、手軽さを売りにした銀行カードローンの貸付残高が急増しています。銀行カードローンでは現在、年10数%という高金利で、年収の3分の1を超える多額の貸付が行われています。

貸金業法は、貸金業者に対し、原則として年収の3分の1を超える貸付を禁止する「総量規制」を定めています。しかし、銀行カードローンは規制の対象外です。

貸金業法の改正の成果として、減少を続けてきた自己破産の申立件数は、2016年には、13年ぶりに増加に転じました。2017年には、さらに増加しています。銀行カードローンによって、自己破産に追い込まれる人たちが増えてきています。

当会議は、この度、下記のとおり、全国クレサラ・生活再建問題対策協議会（クレサラ対協）、全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会（被連協）との共催により、全国10カ所の統一ナビダイヤル（電話0570-007-078）の無料電話相談を行います。

銀行カードローン問題だけでなく、サラ金・ヤミ金・奨学金問題など、あらゆる借金問題の相談に応じます。ホットラインは、全国どこからでも利用できます。

借金問題についての悩みごとや不安をお持ちの方は、ぜひ、お気軽に、お電話下さい。

日 時：2018年7月7日（土）10：00～16：00

電 話：0570-007-078（全国统一ナビダイヤル）

相談料：無 料 ※通話料はご負担願います。

開催地：全国10カ所

全国クレサラ・生活再建問題対策協議会

全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会

全国ヤミ金融・悪質金融対策会議 など